



「自転車歩道通行可」 の規制を見直します



歩道上における自転車と歩行者の事故が多く発生しています。

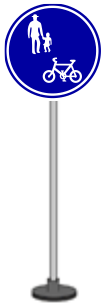
自転車は本来「車両」ですので、「原則車道を走行」しなければなりません。
そのため、

- 歩道が狭く、自転車が走行すると歩行者と接触するおそれがある
- 車道の交通量が比較的少ない、車道部分が広い等、自転車が車道を安全に走行できる

等の道路につきまして、

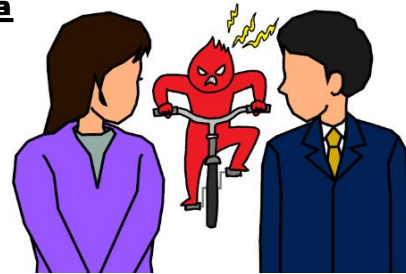
自転車の方に車道通行を基本としていただく

ために規制の見直しを行ってまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。



ながら運転等、ふらつきながらの走行

歩道上での危険な自転車の走行例



歩行者の歩行を妨害しながらの走行



道路交通法第17条第1項（自転車の通行区分）

自転車は歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行）

下記の場合は歩道を通行できます。

- ・道路標識や、道路標示により歩道を通行できるとき。
- ・児童（6歳以上13歳未満）、幼児（6歳未満）、70歳以上の者。
- ・車道通行に支障がある身体障害者の方。
- ・車道または交通の状況にてらして、通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないとき。

※車道を走行することが危険な場合は歩道を通行できます。

ヘルメットをかぶりましょう



「止まれ」の標識の場所では自転車も「とまれ」です

